

令和6年11月8日

大仙市議会議長 古 谷 武 美 様

紹介議員氏名

鎌田正 

請願者氏名

〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号

秋田弁護士会

会 長 石 田 英 憲 



「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」 の採択等の請願書

第1 請願事項

秋田県民が公平かつ充実した司法制度を利用享受できる環境を実現するため、国に対し、大曲簡易裁判所に裁判官を再配置し、改めて裁判官が常駐する体制の整備を求める意見書を採択すること

第2 請願事由

1 地域司法の充実の重要性

裁判を受ける権利の保障（憲法第32条）は、市民が司法を通じて権利を実現するために重要なものである。すなわち、司法は、具体的な事件における裁判手続を契機として、法の正しい解釈・適用を通じて、事件の適正な解決や被害を受けた者の権利の救済を行い、あるいは公正な手続の下で適正かつ迅速に刑罰権を実現する役割を担っている。そして、市民による司法の利用を通じて、社会の法秩序の維持・形成を図ることが期待されている。

また、裁判を受ける権利の保障は、裁判所本庁管内の住民と支部管内の住民とで差異はない。

そして、司法制度が、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものになるためには、国民が利用者として容易に司法へアクセスできるようにすることが必要である。この司法機能の充実の要請は、裁判を受ける権利に実効性を与えるものであり、裁判所本庁管内の住民か支部管内の住民かによって、司法の利用のしやすさ、司法へのアクセスのしやすさなどの司法サービスに格差があってはならない。

2 裁判官の減員と地域司法への影響

(1) 秋田県内は、2020年5月1日から大曲簡易裁判所の裁判官が1名減員

となった（以下「本件の減員」という。）。これにより大曲簡易裁判所に裁判官が常駐しなくなった。

長年、大曲簡易裁判所では裁判官が常駐しており、角館簡易裁判所に填補する火曜日以外の週4日間は、民事通常訴訟事件、民事調停事件、刑事通常第一審事件などを担当していた。ところが、同日以降は非常駐となり、湯沢簡易裁判所の裁判官が、水曜日の週1日のみ填補してこれらの事件を担当することになった。

また、本件の減員に伴い、角館及び横手の両簡易裁判所でも裁判官の填補及び開廷日が減少した。

(2) 県南の裁判官3名（A・B・C）が2名（A・C）に減員したことに伴う各裁判所での裁判官の配置状況は、以下の通りである。

① 秋田地方裁判所大曲支部

本件減員前は、第1、3週には裁判官（A）が週5日、第2、4週には裁判官（A）が水曜を除く週4日在駐。

本件減員後も同様であり変化はない。

② 大曲簡易裁判所

本件減員前は、裁判官（B）が火曜を除く週4日在駐。

本件減員後は、裁判官（C）が毎週水曜のみ配置。

③ 秋田家庭裁判所角館出張所

本件減員前は、第2、第4週にのみ裁判官（A）が水曜に配置。

本件減員後も同様であり変化はない。

④ 角館簡易裁判所

本件減員前は、裁判官（B）が毎週火曜に配置。

本件減員後は、裁判官（A）が第2、4週の水曜に配置。

⑤ 横手簡易裁判所

本件減員前は、裁判官（C）が毎週月曜、水曜、金曜に配置。

本件減員後は、裁判官（C）が毎週月曜、金曜に配置。

⑥ 湯沢簡易裁判所

本件減員前は、裁判官（C）が毎週火曜、木曜に配置。

本件減員後も同様であり変化はない。

以上のとおり、本件の減員後、裁判官Cが湯沢簡易裁判所及び横手簡易裁判所に各週2日、大曲簡易裁判所に週1回配置されている。

- (3) このように、本件の減員により、角館簡易裁判所の開廷日が週1回から隔週1回に、横手簡易裁判所の開廷日が週3日から週2日に、大曲簡易裁判所の開廷日が週4日から週1日にそれぞれ減少した。

大曲簡易裁判所では開廷日が水曜日のみに限定されたが、開廷日の1日に民事通常訴訟事件、刑事通常第一審事件に加え、期日に長時間を要する民事調停事件を扱うことになった。開廷日が減少したため、期日の選択肢が少なくなり、全体的に期日の日程調整が難しくなっている。刑事の身柄事件において公判期日が通常より2週間程度遅れて入る、民事調停事件において調停期日が通常より1か月以上遅れて入る、といったことがあった。

また、当事者からは、調停期日が先延ばしになってしまい、手続が長期化してしまうため、本来当事者が利用しやすい手続であるはずの民事調停事件が利用しづらくなったという声を耳にするようになった。

- (4) 裁判の迅速化に関する法律では、裁判手続の一層の迅速化を図り国民の期待に応える司法制度の実現を目指しており、また、簡易裁判所は、簡易・迅速な解決ができることや、市民が容易に裁判手続を利用できることを目的として設けられている司法機関である。

しかし、本件の減員により開廷日が少なくなり、期日調整が困難となって期日が先延ばしになることは、法や制度の要請する裁判の迅速化を阻害するほか、司法サービスを低下させ、県南の地域住民が裁判手続を利用しづらくなる結果、裁判手続を通じた権利の実現に影響を及ぼしかねない。

加えて、刑事事件においては、公判期日が入りづらくなり公判が遅延するような事態は、被告人をさらに長期間身柄拘束させたり、不安定な状態に置かせたりして、基本的人権の侵害につながるおそれがある。

昨今は全国の裁判所においてIT化を押し進めて簡易裁判所の裁判官を減員し司法機能を合理化しようとする動きがあるが、司法機能の充実の要請に反し、裁判所支部管内の地域住民の裁判を受ける権利が損なわれるような事態はあってはならない。

3 当会の活動

当会では、本件の減員によって懸念されるさまざまな悪影響を解消させるため、2021年2月12日開催の総会において、最高裁判所に対し、従前どおり、大曲簡易裁判所に裁判官1名を再配置し、裁判官の常駐を堅持することを求める決議を全会一致で採択した。しかしながら、以後も、大曲簡易裁判所に裁判官1名が再配置されず、2023年4月1日以降、秋田簡易裁判所の裁判官1名が減員されるに至った。

確かに、全国の簡易裁判所裁判官の減員やIT化の動きという全国的な潮流においては本件の減員はその一例に過ぎないとの指摘はありうるが、秋田県内における連続的な裁判官の減員という地域司法の後退に直結しかねない事態を食い止め、今後、地域司法の回復を求めていくために、地元弁護士会である当会は事態を看過することなく時機に即した活動を展開していく所存である。

また、地域司法の回復を求めるには、地元弁護士会が活動するだけでなく、司法サービスの利用者である住民を代表する地方議会におかれても意見書の提出等のご活動をしていただくことは極めて重要であり、最高裁判所への要請の実があがるものとする。

4 よって、本請願を行うものである。

以上